

令和2年11月9日

医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和2年10月1日から、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止されました。

被保険者等記号・番号等は、医療保険の被保険者証に記載がなされているため、本人確認書類として、当該被保険者証の写しの提示又は提出を求める手続については、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 医療保険の被保険者証の写しの提示又は提出を求める手続

- (1) 建設業許可に関する手続
- (2) 経営事項審査に関する手続
- (3) 建設工事競争入札参加資格審査に関する手続
- (4) 建設工事に係る入札契約に関する手続

2 手続の留意事項

被保険者証の写しを提出する際には、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと。